

明るい選挙

特集

地方議会による主権者教育

戦略性と継続性がカギ

地方議会が進める主権者教育

地方議会を身近なものに

議員のなり手不足の解消につながる主権者教育

地方議会・議員による主権者教育を進める上での課題

千葉 茂明(日本生産性本部)

久保 正行(全国都道府県議会議員会)

千葉 栄樹(全国市議会議員会)

飯田 厚(全国町村議会議員会)

河村 和徳(東北大学)



10 8 6 4 2

コラム

コラム 主権者教育アドバイザー
明推協リレーコラム

若者リレーコラム

佐々木 毅(明るい選挙推進協会).....14

平林 浩一(狛江市).....15

鈴木 正行(香川県明るい選挙推進協議会).....16

山崎 清男(大分県明るい選挙推進協議会).....17

菊地 颯(TCUE 投票ファクトリー).....18

選挙啓発活動の効果を測る
松林 哲也(大阪大学).....12

公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



地方議会が主権者教育に取り組んでいます。「出前講座」「模擬議会」での児童生徒との交流を通して政治を身近に感じてもらい、信頼感を醸成することなどを目指して

います。この活動がさらに活発になること、選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会の取り組みとの連携が広がることを期待します。

戦略性と継続性がカギ 地方議会の主権者教育

公益財団法人日本生産性本部上席研究員 千葉 茂明



地方議員への「尊敬・憧憬」

「尊敬している。あのような大人になりたい」

2016年7月、岐阜県立可児^{かに}高校男子生徒3人の訪問を受けた。東京への教育研修旅行の一環でさまざまな職場を訪れ、ヒアリングを行うとのこと。当時担当していた月刊誌の編集業務を説明した後、彼らに尋ねた。「可児市議会では地域課題懇談会を行っているけど議員の印象はどう?」。返ってきたのが冒頭の言葉だった。

地方議員を高く評価し、憧憬の念さえ抱いていることに心底驚いた。そして地方議会・議員が真剣に向き合えば若者は必ず応えてくれる、と確信を深める機会となった。

地域課題懇談会とは、同市議会が2013年度から可児高校の「地域課題解決型キャリア教育(エンリッチプロジェクト)」を支援する取り組みのこと。

テーマが健康づくりのときは市内の医師会、まちづくりでは金融協会の協力を仰ぎ、医師や金融機関の職員と高校生、議員らが意見交換を図った。

同市議会の議会基本条例第2条は、市民を「市内に居住し、通勤し、通学する個人又は市内で活動する団体をいう」と規定。「この『市民』には子どもたちも含まれている」と当時の議長が強く意識した。そのことが、議会が地域課題懇談

会を行うきっかけとなった。議員の中には医師会をはじめ各種団体から支援を受ける者がいる。つまり議員のパイプを活かした取り組みでもあるのだ。

これには後日談がある。ある生徒は意見交換で医師になることを決意し、猛然と受験勉強に励み、大学の医学部に合格。また別の生徒は大学卒業後、議員の選挙をボランティアで手伝った。将来、市議会議員選挙への立候補も視野に入れているという。

協働事業体験者が会議録の初稿作成

2016年6月に選挙権年齢の引下げ(20歳から18歳に)が実現。その前後から主権者教育を模索する地方議会が増えてきた。

模擬投票や中高校生議会の開催が一般的だが、単発の事業の効果は限定的だ。成果を上げている議会には何らかの戦略性と継続性が共通してあるように見える。

可児市議会と同様に戦略性・継続性がうかがえるのが取手市議会(茨城県)だ。

同市議会では2016年から中学生との協働事業を展開。コロナ禍で内容は多少変更しているが、①各クラスへ出前授業(議員・議会事務局職員)→②市議会の傍聴(生徒)→③事前確認(生徒議員に対して事前説明を議場で実施)→④中学生議会(議長選挙・議案審査・採決)―が基

本的な流れだ。生徒からの「未来への提言」(議案)は採決の結果、否決になることもある。

2021年8月、同市議会ではオンラインによる議会運営委員会を開催。この会議録の初稿作成に市内在住の高校生2人を含む11人がオンラインで編集及び会議に参加した。

高校生は中学生の時、協働事業を体験していた。議員らのインタビューに高校生は協働事業を「楽しかった」と振り返り、会議録の作成は「議会に対する理解も深まるのでとてもよい体験」「議会について興味が湧き、政治や社会情勢などに関心を持つきっかけとなった」などと感想を話している(同市議会のHPより)。

Ⅱ 町民や若者参加の「政策づくりの場」

継続性という点からは教育機関と協定を結ぶのも有効だ。芽室町議会(北海道)は町内にある学校法人白樺学園・白樺学園高校と2018年10月、包括連携協定を締結。以降、毎年、議員による出前授業や生徒の議場体験、議員と生徒の意見交換会などを行っている。主権者教育はもとより、将来の議員のなり手としても期待できる取り組みだろう。

教育機関は政治的中立性の観点から、議員個人や会派単位の取り組みは警戒しがちだ。主権者教育は議会全体として臨むことがポイントになる。

ただ、主権者教育の対象が若者中心であるのは疑問が残る。いま大人である有権者、そして地方議員のほとんどは主権者教育を受けてこなかったからだ。そのため地方議会は大人(有権者)にこそ実質的な主権者教育(名称は別の方がふさわしい)の場を提供すべきだろう。

多くの議会が実施している議会報告会・意見交換会はその導入口の一つだが、飯綱町議会(長野県)の政策サポーター会議(議員と町民が議論して政策提言を作成)のように、政策づく

りにまで踏み込んでみてはどうか。

新城市(愛知県)が2015年から行っている条例に基づく「若者議会」(執行部による事業)も参考になる。若者議会の委員(定員20人)の応募条件は市内在住、在学、在勤の概ね16歳から29歳までの若者。市外委員やメンター(市民・職員)がいて、事務局は市の市民自治推進課が担当する。若者議会は「1000万円の予算提案権を持ち、若者自らが自分のまちを考え、政策立案する市長の附属機関」だ。

若者議会は毎年3月に委員を募集。半年余り検討し、11月に市長に政策を答申する。図書館のリノベーションや新城の魅力を若者向けに発信するインスタグラムアカウントの開設、高校生に市内の企業を知ってもらうための企業情報誌作成などを実現してきた。

ちなみに政策サポーター、若者議会の経験者から実際の議員が誕生している。

Ⅱ 市議が「マスター」

これまで述べてきた実例のほとんどはマニフェスト大賞の受賞団体だ。最後に2024年11月に行われた第19回マニフェスト大賞でシティズンシップ部門審査委員会特別賞を受賞した「まちのBAR実行委員会」の取り組みを紹介したい。

同実行委員会は市議がマスターとなり、酒をつくりながら、市民と気軽に対話・交流できる場を毎月開催。1年間で、超党派の議員17人、市民は延べ500人以上が参加するムーブメントとなっている。これも地方議員が関わる新たな主権者教育の一つではないだろうか。

ちば しげあき 日本教育新聞記者、月刊「農」編集長、月刊「ガバナンス」編集長などを経て2022年10月から現職。24年4月から生産性新聞編集長兼務。これまでに約700の自治体、270以上の自治体議会、約470人の首長を取材。マニフェスト大賞審査委員。1962年岩手県生まれ。

地方議会が進める主権者教育 三議長会、都道府県議会の取組

全国都道府県議会議長会議事調査部副部長 久保 正行



はじめに

主権者教育を国民運動に

近年、地方自治の根幹である地方議会への関心や理解が薄れ、民主主義を活性化させる必要性が指摘されている。こうした中で、令和5年4月、地方議会の役割等を明確化することなどを内容とする地方自治法改正法が成立した。

本会は、令和5年3月に創立100周年を迎え、7月に開催した記念式典で「創立100周年宣言」を採択し、この地方自治法改正を踏まえ、子どもたちをはじめとした住民の議会への関心を高めるとともに理解を深める主権者教育を推進していくことなどを宣言した。

さらに8月には、三議長会(全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会)で主権者教育を国民運動として進めるため、主に次の取組を行うことを三会長で申し合わせた。

- ・学校関係全国団体への主権者教育の取組の推進に係る協力要請(令和5年9月実施)
- ・国(総務大臣・文部科学大臣)への主権者教育の取組の推進に係る要請(令和5年12月実施)
- ・「地方議会が進める主権者教育事例集」の発行(令和6年7月発行)
- ・主権者教育用教材(リーフレット)の作成(令和6年度中に発行予定) など

リーフレットは、「小・中学生用」と「高校・大学生用」を作成し、子どもたちの興味が高まるよう人気漫画のキャラクターを使用するとともに、二次元コードで連動した特設サイトを本会HPに設け、議会や議員の役割等を楽しみながら学べるクイズやトリビアなどを用意する。



地方議会が進める主権者教育事例集
二次元コード

都道府県議会における取組

都道府県議会議員研究交流大会の先進事例の発表から

三議長会の取組とともに、各議会でも、議会に対する関心や理解を高めるため、議員が学校等を訪問し、子どもたちに議会の役割や仕組みを教える「出前講座」や、子どもたちに議場に來てもらい議会を体験してもらう「模擬議会」などの取組を行っており、都道府県ではほぼ全ての議会(約94%)で実施している。

また、本会で毎年開催している「都道府県議会議員研究交流大会」では、令和5年度から「主権者教育の推進」を分科会の一つのテーマとし、こうした取組について議論を行っている。令和6年度のコーディネイター及びパネリストは次のとおりである。

令和6年11月12日

○コーディネイター

樋口 雅夫 玉川大学教育学部教育学科教授

○パネリスト

矢吹 栄修 山形県議会副議長

石井 邦一 茨城県議会議員

原田 笑壽 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科修士課程

蒲生 杏奈

〃

同分科会では、新たな試みとして、学生2名から「政治をどうとらえているか」、「政治に興味を持つために社会や議会・議員に何を求めるか」などをスピーチしてもらい議論を深めた。

また、今回、先進事例の発表を行った山形県議会及び茨城県議会の取組の概要は次のとおりである。

山形県議会

- 1 生徒・学生と県議会議員との意見交換会の開催
 - ・平成28年度から開催し、これまで延べ62校、約2,300人が参加
- 2 若者を対象とした広報紙「県議会ナビ」の発行
 - ・若者の関心を引くようなデザイン・内容にするため、平成29年発行の第2号から、広報紙(フリーペーパー)を作成する山形大学生のサークル「Y-ai!」(ヤイ)に、紙面デザインや取材、編集について協力を依頼
- 3 議場演奏会と議会見学会の開催
 - ・令和6年度は10月1日に山形交響楽団による演奏会等を開催し、10代から80代までの幅広い年代の県民約90名が参加
- 4 インターンシップ学生の受入れ
 - ・平成21年3月に山形大学と協定を締結し、平成22年から学生のインターンシップを受入れ。1週間のインターン期間中、常任委員会の書記用務などへ従事するとともに、議員との意見交換などを通じて「効果的な県議会広報」についてのレポートを作成 など

茨城県議会

- 令和2年9月に茨城大学、令和3年10月に常磐大学・常磐短期大学、令和4年6月に流通経済大学、令和5年6月に茨城キリスト教大学と協定を締結し、次の取組を実施
- 1 議長及び学長の講演
 - ・協定締結を記念し議長が大学生に向け講演を行うとともに、連携大学の学長が議員や執行部幹部に向け講演(令和5年は茨城キリスト教大学で実施)
 - 2 政策条例制定に際しての意見交換
 - ・議員提出の令和3年のケアラー支援条例や令和4年の性暴力根絶条例の制定に際し、茨城大学、常磐大学の学生から意見を聴取し、学生の意見を条例に反映
 - 3 出前委員会(文教警察委員会)
 - ・流通経済大学において、「部活動の地域移

行」をテーマに学生と意見交換。指導者、子ども側それぞれの視点から意見が出される。

4 県議会モニター

- ・県民から意見聴取等を行い議会活動などに反映させていくため、令和3年度から実施。令和6年度は9名をモニターに委嘱し、うち3名が連携大学の学生 など

おわりに

選挙管理委員会、学校との連携が重要

各議会が実施する主権者教育は、選挙管理委員会などの行政機関、学校等が連携し、より効果の高いものとするとともに、教員の負担軽減の視点も持つことが重要である。

本会は、全国の公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に対し、令和5年における外部団体と連携した主権者教育の実施状況を調査したが、事例なしが71.0%という大半を占め、選挙管理委員会との連携は12.9%、議会事務局と連携した割合はわずか3.9%という結果であった(16,343校から回答。令和6年8月公表 本会事務局「投票率向上に向けた課題に関する調査研究報告書」より)。なお、全体として、こどもの年齢が高い学校種別ほど連携率が高かった。

その理由や背景として、選挙権年齢の引下げにより、高等学校で選挙に関する知識や投票の重要性を教える必要性が高まったこと、特別支援学校の場合、高学年になると生徒が社会の一員として主体的に生きる力を育むことの重要性がより認識されていることなどが考えられる。

議会が行う主権者教育は、こどもたちに政治や議会・議員を身近に感じ、政治や選挙に自らが参加することの大切さを理解してもらうことに重要な意義がある。三議長会としては、こうした取組に御理解をいただき、連携の輪を広げていきたいと考えているので、御支援・御協力をお願いしたい。

地方議会を身近なものに 全国市議会議長会の主権者教育への取組

全国市議会議長会政務第一部副部長 千葉 栄樹



II はじめに

社会経済の急速な構造変化を背景に、住民の代表である地方議会には、多様化する民意の集約と行政への反映が期待されている。若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの議会に共通の重要な課題である。

このような中、令和5年4月の地方自治法改正により、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化されたが、同年春の統一地方選挙において、女性議員の躍進が見られた一方、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。

地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の地方議会への参画促進の一助とするため、三議長会が一体となって主権者教育の推進に向けて取り組んでいる。

中でも、地域の将来を担うこどもたちに対する主権者教育の取組は重要であると考え、議員自らが積極的に携わり、議会・議員の活動を伝えていくことにより、こどもたちが「地域をよくしたい」という思いを抱くとともに、議会の存在を身近なものと感じてもらうことが期待される。

本稿では、議会が行う主権者教育の一助としてもらうため、本会が実施している取組を紹介する。

II 全国市議会議長会の取組



全国市議会議長会 主権者教育特設サイト



○事例集の取りまとめ

本会では、小・中・高校生を対象とした主権者教育の取組を実施している市議会の具体的な事例を把握するため、全815市区議会に対し調査を実施している。この調査結果を基に、各議会の取組の参考としてもらうため、「市議会が取り組む主権者教育の取組事例」(令和5年11月・10事例)と、三議長会共同で「地方議会が進める主権者教育事例集」(令和6年6月・市議会から8事例)を取りまとめている。

○「研究フォーラムin盛岡」の開催

全国の市区議会議員が、共通の政策課題等について情報交換することを目的として、本会は「研究フォーラム」を毎年開催している。令和6年10月に盛岡市で開催した際には、研究テーマを「主権者教育の新たな展開」として、全国から2,365人の市区議会議員が参加した。有識者を招いたパネルディスカッションや、各地方議会の主権者教育に係る取組事例を報告する課題討議を通して、改めて地方議会の課題を整理した上で、その解決に向けた今後の方向性を展望した。この中でも取組事例を中心にご紹介する。

《パネルディスカッション》

「地方議会の課題と主権者教育」

【コーディネーター】

井柳 美紀 氏 静岡大学人文社会科学部法学科教授

【パネリスト】

土山 希美枝 氏 法政大学法学部教授

越智 大貴 氏 (一社)WONDER EDUCATION代表理事

渡辺 嘉久 氏 読売新聞社東京本社教育ネットワーク事務局

遠藤 正幸 氏 盛岡市議会議長

《課題討議》※図表は会合中の資料を基に作成

「主権者教育の取組報告」における事例報告

【コーディネーター】

河村 和徳 氏 東北大学大学院情報科学研究科准教授

【パネリスト】

白鳥 敏明 氏 伊那市議会前議長
 諸岡 寛 氏 四日市市議会議員(第83代議長)
 服部 香代 氏 山鹿市議会議長

伊那市「高校生の議会傍聴と意見交換」

白鳥氏 意見交換の流れは、生徒代表から学校の取組を発表し、その後、生徒と



議員それぞれ3~4人のグループに分かれて討議を行い、各グループの議員代表が討議の結果を発表する。そして最後は高校生に感想を述べてもらう。

高校生からは「初めての経験だったので緊張したが、自分の意見を言うことができ、伊那市のこともよく知ることができた」「親身に話を聞いてもらえた上にアドバイスもいただけたので非常に良かった」と好意的な感想や、中には「将来政治家になりたい」という非常に頼もしい感想もあった。

四日市市「出張意見交換会『ワイ！ワイ！GIKAI』」



- ☑ 3グループに分かれて、それぞれのテーマについてグループディスカッション
- ☑ その後、各グループからディスカッションの内容と感想を発表

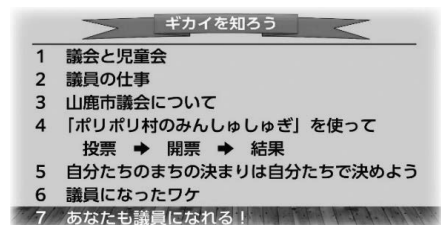
諸岡氏 学校などへ出張形式で意見交換会を行う。議員と生徒が3グループに分かれてディスカッションを行い、その議論の成果と感想を生徒から発表。後日、テーマごとに生徒からの意見を整理し、今後の議会での議論にどう活用し

ていくのかを確認。

我々も主権者教育はまだ手探りの状況。主権者の皆さんに色々なことを教えてもらいながら共に考え、学び、歩んでいきたい。

山鹿市「小学生へのシチズンシップ教室」

服部氏 市議会について知ってもらうことを目的に、小



学校へ出向いてシチズンシップ教室を開催。議員の仕事や議会の役割、選挙の意義などについて説明した。更に、地域の読み聞かせボランティアの方々にも



協力してもらい、こどもたちの投票結果によって展開が変わる絵本「ポリポリ村のみんなしゅしゅぎ」を使って投票の大切さや政治と暮らしは密着していることを学んでもらった。

授業を受けたこどもたちからは、「議員の仕事が良く分かった」「1票の大切さを知れた」「地域のために頑張っている人がいることを知れた」などの好意的な感想が寄せられた。

II おわりに

主権者教育として、選挙・投票のあり方や地方自治体の役割を教えることも大切であるが、地方議会が行う主権者教育については、別の観点から取り組む必要がある。

地方議会について自分の言葉で語ることができるのは、地方議会議員だけである。議員自らの言葉で、議会・議員の活動を伝えていくことにより、こどもたちが明日の地方自治・地方議会を担っていく一つの契機となることを切に希望する。

今後の地方議会の取組にご期待をいただきたい。

議員のなり手不足の解消につながる主権者教育 町村議会の取組

全国町村議会議長会議事調査部長 飯田 厚



令和5年の地方自治法改正により第89条が改正され、地方議会の位置付けや権限、さらには地方議会議員の職務が明確化されました。

この改正は、議会・議員のあり方に関する議論を深め、多様な層の住民が議会に参画することにつなげていくための共通の認識を図ることが目的です。

このことを踏まえ、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会(以下、「三議長会」という。)は、主権者教育を国民運動として展開すべく、地方議会向けの事例集や主権者教育用リーフレットの作成に取り組んでいます。

これまでの主権者教育と言えば、総務省や明るい選挙推進協会などが中心となってきた選挙活動を啓発する取組が主体でしたが、三議長会が行う主権者教育はこのことに加え、議会活動を見える化し、議会・議員に対する関心を高めることに軸足を置いていることが特徴です。

三議長会が、このような主権者教育に注力する背景には、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の割合が増加するなど住民自治の根幹となる地方議会への関心が薄れていることがあげられます。

特に、町村議会においては、無投票当選が全体の約3割、定数割れ議会が31団体に及ぶなど議員のなり手不足問題が深刻化しており、喫緊に解決策を講じなければなりません。

これらの状況に鑑み、全国町村議会議長会では、町村議会議員のなり手不足対策検討会(委員長:江藤俊昭大正大学社会共生物学部教授)を設置して調査研究を重ね、令和6年3月に「議会議員のなり手不足に潜む3つの危機～議会の取

組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～」を刊行し、町村議会や地域、都道府県や国が行うべき取組を提言しました。

そこで、今回は、議員のなり手不足対策につながる町村議会が主体的に行った主権者教育の事例を2つ紹介します。

議員の学校

一つ目の事例は、北海道栗山町議会(鶴川和彦議長)が令和5年2月から3月にかけて実施した「議員の学校」です。

議会が主体的に行う主権者教育は、これまで学校教育の一環として、「模擬議会」や「出前議会」などを通じて子どもたちに議会に触れてもらい、政治的リテラシーを育成する試みがほとんどでしたが、この「議員の学校」は、18歳以上の主権者を対象に議員候補生を育成するという活動であり、他に例をみない取組として注目を浴びています。

栗山町議会が「議員の学校」を開設した目的は、受講生が議員に立候補し、これにより無投票や定数割れの事態を回避して、住民が選挙で議員を選択できるようにすることにあります。

したがって、計画された講座(計6回)は、議員を目指す人のさまざまな疑問を解決し、議員になるための「いろは」を議員自らが講師となって教え、立候補を後押しするカリキュラムとなっています。

1回目の授業は「議会のキホン～議会と議員の役割」で、地方議会の原則や議員の権限についての基礎知識を学習します。教材も担任議員と事務局が主体性を持って作成したものを使用しています。

2回目の「議員に聞いてみよう～議員活動の実際～」では受講者からの疑問に応える授業を実施しています。資料は議員にあらかじめ聞き取り調査を行った議員活動に関する資料を配布しています。

3～5回目は、実際の議会に触れることを主眼に置いた授業です。議会運営委員会、本会議（一般質問）、予算特別委員会についてそれぞれの担当議員からガイダンスを受けたうえで傍聴します。

最後の6回目は、これまでの効果測定を兼ねた模擬議会です。臨場感を出すために、実際の定例会で審議された議案をそのまま用い、現職の議長が議長役を務める中で質疑を体験します。

この「議員の学校」には町内から11名、町外から8名の計19名の参加がありました。このうち、令和5年4月に実施された統一地方選挙に4人（栗山町3人、由仁町1人）が立候補し、4人全員が当選しました。そのうえ、栗山町議会議員選挙は定数11に対し14名が立候補、由仁町議会議員選挙は定数9に対し11人が立候補と選挙戦の実現にも寄与しており、住民が議員を選択するという所期の目的を果たすことに成功しました。

女性議員・若者とのシンポジウム

次に紹介する事例は、令和6年7月に山形県町村議会議長会（会長：丹野貞子河北町議会議長）が実施した「町村議会意見交換会～女性議員と次世代目線から地方議会を考える～」です。

実態調査によれば、令和5年7月1日現在の町村議会議員の平均年齢は64.4歳で、40歳未満の議員は全体の3%に過ぎません。また、女性議員も増加傾向にあるとはいえ、全議員の13%程度で、町村議会に若者と女性に参画してもらうことがなり手不足解消の重要なファクターとなっています。

このような状況を踏まえ、山形県町村議会議長会では、若者や女性の議会進出を阻害している要因を捉え、今後の立候補環境の整備につなげるため、県内22町村議会の議長全員、県内町村議会の女性議員全員（28名）と山形大学人文社会科学部の中島宏教授とそのゼミ生（14名）に出席を求め、意見交換会「女性議員と次世代目線から町村議会を考える」を開催しました。

意見交換会は、①議会の環境整備、②議会の情報発信、③住民の関心度アップと知識の習得、④議員の選挙・立候補の環境整備のテーマについて、パネルディスカッション方式で行われました。登壇した女性議員代表（4名）からは、それぞれ体験談をもとにした発言があり、「女性用トイレや授乳室等の施設整備」、「女性や若者が立候補する際に参考にするロールモデルの作成」、「ハラスメント対策の徹底」など、女性や若者が議会に飛び込みやすい環境を整備することの重要性が訴えられました。

女子学生代表（3名）からは、ゼミでの学習成果をもとに、議員を職業として選択するには、「議員報酬や社会保障制度等の条件の劣後性」や「卒業（22歳）から被選挙権年齢（25歳）に達するまでの空白期間の存在」などがネックになること等の発表が行われました。

前述したように現行の議会構成は、年齢層の高い男性が多数を占めています。これらの方々に対し、女性議員が感じているジェンダーギャップ、若者（学生）が感じているジェネレーションギャップをしっかりと受け止めてもらうことも必要です。

このようなシンポジウムの開催は、今の議会のリーダーたちに、議員のなり手不足を解決するための新たな「気づき」を示唆するとともに、今の議会に不足している女性や若者が、近い将来議員となって活躍するための主権者教育としての効果を得るものと期待しています。

地方議会・議員による主権者教育を進める上での課題

東北大学大学院情報科学研究科准教授 河村 和徳



Ⅱ 見えにくくなった地方議員の姿

「地方自治は民主主義の学校」という名言がある。「民主主義の学校」という言葉には、住民自らが地域の社会的課題を認識し、政治・行政との関わりあいを通じて社会を改善していく過程で、選挙制度や議会制度など民主主義を支える仕組みの理解を深め、民主主義の意義を学んでいくことが含まれていると考えられる。

しかしながら、近年、我々の民主主義を学ぶ機会は減少傾向にあると感じられる。そう感じる最たる要因として、地方議員が我々の周囲から見えなくなっていることが挙げられる。地方議員の定数が法定数から条例定数に変更となり、もっとも身近な政治家である市区町村議員の定数は削減傾向にある。とりわけ、「平成の大合併」によって、中山間地から多くの議員が消えた。身近な議員が減ったことで議会や議員を知る機会は減っただけではなく、国政選挙での投票依頼を受ける機会も減った印象がある。

2023年度から全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会のいわゆる三議長会は、地方議会が主権者教育の一翼を担うという立場から活動を開始している。こうした動きは、主権者教育的に見てプラスの動きであることは間違いない。

Ⅱ 地方議会・議員による主権者教育の留意点

ただし、地方議会・議員による主権者教育を推進していく上で留意点もある。その1つとして挙げられるのが、「そもそも主権者教育の主体として地方議員がなりうるか」という問いを考えてみることである。日本人は、教育という言葉の中に「正解を教える」という意味合いを込めてしまう傾向がどうしてもある。教壇に立って受講者に対し一方的に知識を提供するというイメー

ジを教育という言葉から感じる者もいるだろう。

その傾向は10年近く経つ現在の主権者教育事業からもうかがえる。政治参加の仕方は多様であるし、究極の政治参加の手法として立候補という選択肢もあるにもかかわらず、選挙管理委員会中心の主権者教育で中核をなしているのは模擬投票である。立候補の仕組みや寄附の仕組みなどの知識を得ることも主権者として大事なことであるが、実態として投票に非常にフォーカスした主権者教育が行われていると言える。選管事務局の主権者教育が投票に偏りやすいのは、多くの受講者にとって受け入れられやすい内容であることとともに、やはり間違いがないことも大きいと思われる。

選管事務局職員は自らの仕事として公職選挙法を理解し、知識を提供することができる。しかしながら、地方議員が主権者教育の一翼を担うにあたり、議員は教育者として十分な知識を有していないのではないかと、という疑問を持つ者もいるだろうし、事実、全ての議員が教壇に立って知識を教授できるとは言えないだろう。

Ⅱ 地方議会・議員による主権者教育の二本の柱

そのため、地方議会・議員の主権者教育は、知識の教授とは距離をとるべきだと、筆者は考える。ある定められたものを教えるという視点に立つのではなく、現場を見せ、実践につながる機会を提供する視点が必要だと思う。言い換えると、地方議会・議員の主権者教育は知識の教授よりも、「地方議会・議員を知ってもらうこと」と「地方議会・議員に関わると主権者として成長できるイメージを持ってもらうこと」の二本柱で進めるべきである。

ところで、主権者教育を前出の二本柱で進めるとした場合、前者が強すぎるということがないように

取り組むことが大事と筆者は考える。前者に偏るとどうなるか。地方議会・議員から提供されるものは、「地方議会はこうである」「地方議員の仕事はこうである」といった地方議会側が伝えたいことが中心になる。これらの知識は、彼らに直接聞かずとも、教員などが代わりに教えることが可能である。有名警察ドラマの名ゼリフではないが、「事件は現場で起きている」のであり、知識ではなく現場のことを教えたり体感したりすることの方が求められていると考えるべきである。

たとえば、地方議会の本会議を子どもたちが傍聴するだけでも、自分たちの地域で課題になっているものは何であるのか、気づく機会になる。議員たちに何気なく話した内容が議会での質問に利用されたりすれば、それを話した若者は政治に対する有効性を覚えるだろう。それらは知識の教授では学べない貴重な体験である。また地方議員が立候補した経緯を生徒・児童の前で語ることは、投票とは違う形で環境を変えることができる可能性があることの認識につながる。そして、これらは地方議員のなり手不足の解消の一助になるかもしれない。

地方議会・議員による主権者教育の副次効果

地方議会・議員による主権者教育は、地方議会改革の一環と捉えることもできる。たとえば、富山県議会の主権者教育は「開かれた議会」の一環として行われている¹⁾。たとえば、現役の高校生たちに「100億円あったらどう使うか」考えてもらい、それを議会だより「TOYAMAジャーナル」に掲載するといった挑戦的な取り組みを行っている。こうした取り組みは、主権者教育的な意義だけではなく、広報のあり方の改善という性格も持つ。

それだけではない。主権者教育には地方議会や議員に対する誤解を解いていく側面もある。筆者がサポートした宮城県大和町における実践事例「これからの大和町議会のあり方プロジェクト²⁾」でこんなことがあった。参加していた

ある学生が「地方議員って報酬をたくさんもらっていたと思ったけど、参加してみて非常に少ないことが分かった。自分だったら立候補しないと思います」と意見を述べたのである。

地方議会制度は戦前から存在するため、過去につくられたステレオタイプがある。また都市部の議員報酬カットのニュースをテレビを見て、自分の住むところも同様に違いないと思い込んでしまう若者も少なくない。前述の学生もそうだったのだろう。

議会・議員とコンタクトして初めて事実を知ることもある。地方議会・議員による主権者教育にはそうした副次効果もあるのである。

主権者教育のバージョンアップという視点も

そもそも主権者教育は、自分たちの地域をよりよいものにするという意識を高め、民主的な手続きの過程や手法を学び、そして実践していくことが求められているのではないか。どう政治と関わるべきなのか。知識の教授はその第一歩であることは間違いない。しかし、その第一歩にエネルギーを注ぎすぎではまずいのではないか。

地方議会・議員が主権者教育の一翼を担うことは、担い手が増えたというメリットだけで満足したらもったいない。これまでの学校現場で取り込まれてきた主権者教育を見直し、更新していく機会として捉えることも大事だろうし、学校の教師や選管事務局の職員がなかなか教えられなかった実践を提供できる場そして人が増えたと理解すべきだろう。

明るい選挙推進運動を進める側としても、主権者教育をどう地方議会・議会側と連携していくべきか、模索しなければならないと思う。

かわむら かずのり 1971年生まれ。慶應義塾大学法学専任講師(有期)、金沢大学法学部助教授を経て現職。宮城県明るい選挙推進協議会委員、全国都道府県議会議長会主権者教育リーフレット有識者会議委員などを務めている。

1) <https://www.pref.toyama.jp/gikai/develop/index.html>

2) https://www.town.taiwa.miyagi.jp/choseijoho/gikai/gikai_joho/2/index.html

選挙啓発活動の効果を測る

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 松林 哲也

投票率が低下している現状を踏まえ、近年の選挙啓発活動は主に投票率向上を目指した取り組みに注力している。2024年10月末に実施された衆議院議員総選挙では、総務省や各地の選挙管理委員会が投票参加を呼びかける活動を行った。選挙に親しみや関心を持ち、より多くの有権者が投票所に足を運んでくれることを狙っている。学校現場で行われる選挙出前授業の主な目的も投票率向上だろう。未来の有権者たちが選挙の意味や投票のやり方を理解し、一人でも多くが投票に行くようになってほしいという切実な願いがある。

では、投票の呼びかけや学校出前授業を実施することで、投票率はどれだけ向上するのだろうか。つまり、投票率向上を目指す啓発活動(以下では投票啓発活動と呼ぶ)はどれほどの効果をあげているのだろうか。

効果を知るべき理由

投票啓発活動の効果をすることはとても大切である。理由は二つある。一つはどのような啓発活動がより効果的かを把握できるからである。効果の大きい取り組みと小さい取り組みを判別し、効果の大きな取り組みに注力できれば投票率向上を達成しやすくなる。例えば、啓発メッセージの文面(「投票に行こう」と「みんなで投票に行こう」のうちどちらが効果的か)やその伝え方(駅ポスターでの掲示とビラの手渡し)のどちらが効果的かを理解すれば、この知識を発展させて、より効果的な取り組みを設計できる。

もう一つは、成果の可視化が未来の活動につながるからである。投票啓発活動は明推協の委

員、自治体選挙管理委員会と事務局、教育関係者、外部団体などさまざまな人々の地道な熱意と努力のもとに成り立っている。取り組みによっては多額のお金を使うこともある。熱意や努力、そして金銭的成本に見合うだけの成果を確認したいというのは自然な気持ちだろう。成果を確認できれば、それが未来の取り組みへの熱意や努力につながる。

効果を測るための工夫

投票啓発活動の効果を測るには工夫が必要である。例えば、ある市で、市長選挙の1週間前に著名人が「投票に行こう」と呼びかけるメッセージカードを全世帯に配布したとしよう。選挙後に投票率を確認したところ、前回の市長選挙より5ポイントほど投票率が向上していたとする。残念ながら、この結果に基づいて、「メッセージカードは大きな効果があった」と断定することはできない。

5ポイントも投票率が上がったのに、なぜ効果があるとは断定できないのだろうか？その理由は、投票率を挙げたかもしれない他の要因の影響を排除できていないことにある。前回の市長選挙投票日は悪天候で投票率が下がり、今回の市長選挙投票日は晴天に恵まれたのかもしれない。あるいは、前回の市長選挙では大きな争点なかったが、今回の市長選挙では多くの住民に影響を及ぼす争点が候補者間で議論された可能性もある。5ポイントの投票率上昇は、メッセージカードの配布ではなく天気の違いや争点の有無によってもたらされたのかもしれない。

実際の選挙では、複数の要因が投票率の増減に影響を及ぼす。投票啓発活動の効果を測るに

は、それらの要因の影響を取り除いて、投票啓発活動がもたらす単独の効果をあぶり出す必要がある。しかし、他の要因の影響を排除すると言っても、それらの要因をなかったことにはできない。

そこで、次のような工夫を試みよう。市長選挙の1週間前に著名人が「投票に行こう」と呼びかけるメッセージカードを市内の世帯半分に配布する。もう半数の世帯には同じタイミングで「水を節約しよう」と呼びかけるメッセージカードを配布する。どの世帯がどちらのカードを受け取るかはたまたま(例えばくじを使ったりして)決まるとする。

選挙後に、投票呼びかけカードを受け取った世帯群と節水呼びかけカードを受け取った世帯群の平均投票率を比べる。もし、投票呼びかけカードを受け取った世帯群の投票率が5ポイント高ければ、この5ポイントの投票率の差は投票呼びかけによってもたらされたと言える。なぜなら、節水を呼びかけるカードを受け取っても投票率は変わらないだろうし、同じ選挙での投票率を比べているので他の条件(天気や重要争点の有無など)は2つの世帯群で同一だからである。つまり、投票率に影響を及ぼしそうな他の要因の影響を十分に排除できている。

この結果を使って、次回以降の選挙では全世界帯に同じ投票カードを配ってもいいし、投票啓発活動をさらに充実させるために次回の選挙では別のメッセージなどの効果を測定してもいい。

効果検証の進めかた

なんらかの施策を実行して、その効果を測ることを効果検証と呼ぶ。上記のケースでは、投票呼びかけのメッセージカードを配布するという投票啓発活動の効果を検証している。この効果検証では二つの特別な工夫をしている。一つ

は各世帯の投票記録を使っていることである。投票記録をうまく整理し、さらに匿名化すれば目指すべき結果(つまり投票率向上)の指標として活用できる。

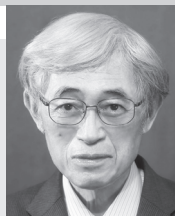
もう一つは、各世帯が2種類のカードのどちらを受け取るかがたまたま決まっていることである(専門用語では無作為割当と呼ぶ)。そうすることで、2つの群の特徴(例えば平均年齢や居住地域など)に差が出ないように工夫しているのである。受け取ったカード以外に2つの世帯群の特徴が似ていれば、カードの種類の違いが投票率の違いを生み出したと言える。

小さな規模でもいいので、効果検証のためのこのような工夫をすることで、投票啓発活動をさらに充実したものにする。投票啓発活動の内容を設計、対象となる有権者や世帯を複数の群に(無作為に)分割、各群に異なるメッセージの送付、そして結果となる投票率を群別に計算、というプロセスを通じて効果検証が可能になる。各段階では明推協委員、選挙管理委員会や外部団体などが重要な役割を果たすだろう。効果検証の枠組みの設計には選挙を専門とする各地の研究者が関与できる。投票率向上をめざす当事者が協力することで、どの啓発活動がより大きな効果をもたらすかを明らかにできるかもしれない。

まつばやし てつや テキサスA&M大学政治学部修了、Ph.D.(政治学)。専門は政治行動論と政治代表論。著書に『政治行動論』(共著、有斐閣、2015年)、『政治学と因果推論』(岩波書店、2021年)、『何が投票率を高めるのか』(有斐閣、2023年)。1977年生まれ。



民主政と政党



明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅

昨年から今年にかけて、多くの先進民主政において政権の破綻のニュースが伝えられた。日本でも総選挙の結果、自公政権は少数政権に転落したがこれも同じニュースの一例である。G7の中で今や最も安定しているのは、いつも不安定だったイタリアであるというのは——しかも、その有力メンバーがポピュリスト政党の出身であることもあって——皮肉を通り越して考えさせられる事態である。

政治指導者の一斉交代は、1970/80年代にもあった。問題の根源は戦後世界を牛耳ってきたアメリカの経済力の衰えにあり、通貨問題を軸に先進国間で厳しい交渉が繰り返された、重苦しい時代であった。戦後の黄金時代は過去のものとなり、オイルショックとスタグフレーションに直面して政府の能力の限界が関心を呼んだ。こうした困難にもかかわらず、政党政治という仕組みは安定していた。現在のようなポピュリスト政党のような異物はなく、横並びの政党間の政権交代という常道で対応できたということは、それを物語っている。

現代のポピュリストにとって政党政治は腐敗したエリートによる政治の体現者であり、極論すれば、打倒すべき対象でしかない。仮に既成政党がポピュリストを包摂しようとしても、かつてのように利益の供与だけでは大きな限界がある。今やポピュリストの動員は人種や宗教など、いわゆるアイデンティティーの領域に浸透し、多元主義の立場に立つ既成政党との溝は深まるばかりである。そのため、弱体な非ポピュリスト政権がズルズルと続く可能性が高い。こうした中でポピュリスト政権のはまる^{かんせい}陥穽として指摘されているのが、民主政の「過剰」による民主政の破壊という事態である。

民主政の「過剰」とはあらゆる事柄において際限なく多数派の意向を貫徹しようとする民主政の姿であって(多数派絶対主義)、古くから自由を圧迫する民主政の極端な形態とされてきた(「多数の暴政」)。それはしばしば決定内容の合理性の観点からも問題視されてきた。それへの対策としてはさまざまな権力分立論が知られているが、権力に対する制限自体を多数派の力で除去する企てには事欠かない。

広い意味での政治活動には、政党以外にも実に多くの組織や機関が関与している。これらは先の「過剰」を防ぎ、合理的な選択にふさわしい状況を現出させるための仕組みである。人類は長い間、「過剰」の濫用の防止策に忙殺されてきたが、ようやく政党政治という仕組みにもこの点で期待できるという確信を持つに至ったということであろう。その最大の逆説はその党派性という自己中心主義を公的防止策(多元主義の担い手)として活用することにあり、合理性や客観性を振りかざして「過剰」と対決する他の組織とは根本的に異なる。

かつて全体主義政党に直面した世代は多元主義の担い手としての政党に着目し、政党間の競争と国民の選択を重視したが、現在のポピュリズムの議論にはその人民という概念に見られるように、自らが全体を当然にも代表しているという前提がある。ここに、多元主義には無縁な精神構造が見られる。もし政党がこの多様な機能を見失い、ひたすら自らの党派性の「過剰」な実現に向かうならば、それは民主政と決別して独裁政治を志向することに他ならない。現にロシアを始め、民主政の制度を駆使して独裁政治に辿り着いた政権は決して珍しくはない。その意味で「投票は独裁への入り口」というのはウソとばかりは言えない。

(元東京大学総長)



東京都狛江市副市長 平林 浩一

■ 自己紹介

私は1991年に旧自治省選挙部で選挙制度改革に従事しました。その経験を活かし、成年被後見人復権を機に、主権者教育を含む投票支援の推進に取り組んでいます。

■ はじめに

私が取り組んできたのは、知的障害者を中心とした投票環境の整備と情報保障です。また、有権者の資質向上を目的とした主権者教育にも力を入れてきました。この経験をもとに、皆さんに「地域での主権者教育」の展開を推奨しています。

現在、全国で29人の主権者教育アドバイザーが総務省の依頼で活動しています。しかし、これらのアドバイザーが一堂に会したこともなければ、必要な研修を受けたこともありません。それぞれが独自に実践や研究を通じて身につけた主権者教育を伝えています。

■ 主権者教育計画

2017年、狛江市では「総合的な主権者教育計画」を策定しました。この計画は、地域も含め、行政や学校などの関連機関が体系立てて主権者教育に取り組むものです。

主権者としての意識や能力は、市や学校での取り組みだけでなく、家庭や日常生活からも育まれると考えています。そのため、「主権者教育」の定義を、「社会的意思決定を学ぶ」として、「社会的意思決定」は「自分で決める」+「みんなで決める」としました。

狛江市の公立学校では、独自に弁護士や漫才師の講演、若者団体のワークショップなどを通じて主権者教育を行っています。しかし、通常

の教科においても、生徒たちは自分で考え、発表し、話し合い、みんなで決めるといった経験を日常的に積んでいます。これが「真の主権者教育」だということです。

■ 「主権者＝有権者ではない」。

主権者教育に関する悩みとして、どうしても投票行動に結びつけたいという使命感があります。しかし、「主権者の育成」は「有権者への啓発」とは別物です。各自治体で、この違いを理解し、議論することが重要です。

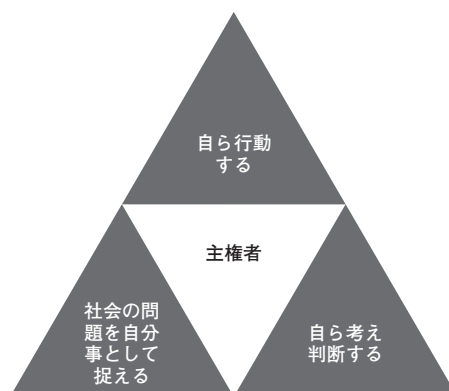
狛江市での議論の帰結が、先に紹介した「主権者教育計画」です。地域で家庭で育てられた「良い有権者」に、必要かつ効果的な常時啓発を行うこと。それを投票行動に結びつけることが、本来の選管業務ではないでしょうか。

■ まとめ

狛江市の主権者教育の成果を問われる場面が増えています。文部科学省の全国学力調査において、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」などの地域貢献や社会貢献に意欲を示す生徒の割合が全国平均より約10ポイント高くなっています。これは、学校で地域で「良い有権者」の予備軍を確実に育成している証左だと感じています。

今後は、これらの「良い有権者」に対し、どのように効果的な常時啓発を行い、投票行動に結びつけるかが課題となります。また、初めての投票を良い体験とするために投票環境を向上させることが重要です。これは選管の皆さんの技量が試される場面でもあります。

(ひらばやし こういち)



学校教育はどこまで政治や選挙に迫れるのか



香川県明るい選挙推進協議会会長 鈴木 正行

歴史を遡ると、初期の帝国議会選挙では、政府による民党への激しい選挙干渉が行われた。明治20～30年代には、政党間の政争によって、地域利益誘導型政治の原型が形づくられた。1925(大正14)年には普通選挙法が成立し、満25歳以上のすべての成年男子に選挙権が与えられたが、その一方で買収や贈収賄、選挙妨害などの不正が横行したため、政府による選挙粛正運動が行われた。だが、この運動はやがて国民教化の動きに取り込まれることとなり、翼賛選挙運動へと至った。このように選挙は、その影に矛盾を抱えた制度でもある。

■ 選挙への信頼の揺らぎ

このところ選挙にまつわる社会の揺れが激しくなっている。11月のアメリカ大統領選挙では、政敵に対して繰り返し誹謗中傷を行うランプ氏が大統領に返り咲くことになった。また、12月には韓国の尹錫悦大統領によって、非常戒厳が宣布された。

日本でも、10月の衆議院選挙で与党が大きく議席を減らし、政権与党の過半数割れが起こった。この時、野党が政権交代の機運を高めようとしたにもかかわらず、選挙自体は盛り上がりを欠き、小選挙区の投票率は、全国が53.84%で前回(令和3年)の55.79%を下回った。香川県でも、前回の56.00%に対し、今回は52.93%であった。

その後に行われた兵庫県知事選挙では、SNSの影響力の大きさが浮き彫りとなった。ここには、小さな力しかもたない個人や集団が、SNSを駆使することによって、大きな力に対抗できるようになった一方で、世論や大衆の意識を意図的に操作することが可能になったことが表れ

ている。

■ 選挙・政治と学校教育

こうした状況に対して、学校教育はどのように向き合えばよいのだろうか。教育基本法第14条には、「①良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。②法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」とある。学校では政治的中立の点から、現実の政治情勢や各党派の主張を直接には扱わない。そのため、主に政治組織や選挙制度のしくみを扱うことになる。生徒に政策を批判的に捉えさせようとする場合でも、模擬選挙や架空の世界などのシミュレーション学習にとどまることが多い。

しかし、現実味のない学習は、生徒にとって切実さを感じられにくく、ひとつごととして受けとめられがちである。社会科教育関係の学会等では、教師の意見表明や論争問題学習に関する研究が進められているものの、教室の中は政治的な事柄に踏み込むことを避ける傾向にある。

こうした積み重ねによって、若者の多くは政治に無関心になるとともに、周囲から異質な人のように見られることを恐れ、考えを閉ざしてしまう。このような若者たちの姿は、彼らの責任というよりも、彼らの政治的先鋭化を恐れる社会が作り出したものでもある。人々が互いの寛容さを失っていく中で、各自が安心して意見表明のできる社会づくりに寄与する学校教育が求められている。

すずき まさゆき

香川大学教育学部教授(社会科教育学)。中学校教員などを経て、2015年から現職。1961年生まれ。



いっぴょう君 香川県明推協・香川県選挙のイメージキャラクター

小さな「関わり」から大きな「輪」へ



大分県明るい選挙推進協議会会長 山崎 清男

■ リンカーンに学ぶ

「人民の 人民による 人民のための政治」。これは皆さんご存知の、第16代アメリカ大統領リンカーンの言葉です。この言葉は、民主主義の理念を説いた言葉です。民主主義を成立させる重要な「要件」の一つが「参政権」であることはいうまでもありません。今日、選挙が行われるたびごとに、「投票率の低さ」が問題になります。なぜ投票率が低下してしまったのでしょうか。その理由はきわめて複合的であり、さまざまなことが指摘されると思います。その背景の一つとして、「政治的無関心」が考えられます。

先日、選挙に関し、インタビューを受けていた女子大生の姿が放映されていました。その女子大生が発した言葉が極めて印象的でした。「私は政治に全く興味がありませんし、わかりません。だからとりあえず現状のままでいいのです」。今日このように考える若者は、案外多いのかもしれませんが。このような状況のもとにおいて、私たちは今一度、リンカーンの言葉を思い出す必要があるのではないのでしょうか。

■ 育てよう 主権者を

日本国憲法は、主権が国民にあるということを宣言しています。選挙年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に子どもの、社会形成者としての意識醸成とともに、社会を取り巻く課題を多面的、多角的に考え自分なりの考えを創っていく力を育むことが重要視されるようになりました。いいかえますと政治的無関心の克服を目ざし、子どものころから政治に関心を持つ人材育成のために、主権者教育がさけられるようになりました。

今日、小学校から高校までそれぞれの発達段階に応じて、社会参画の態度を育むため、さまざ

まな工夫をこらした体験的・実践的な教育活動が展開されています。民主主義のもとでは、主権者である国民が選挙などを通じて政治に参加し、政治のあり方に関して最終的な責任を持つことになっています。したがって、学校教育においても、子どもたちが主権者として良識ある公正な判断ができるよう育成しなければなりません。

■ 明推協を媒介として学校と家庭、地域の連携・協働を

しかし社会が高度化・複雑化してきている今日、子どもたちにこのような力を身につけることは、学校教育のみでは不可能です。学校と家庭、地域が主権者教育に関する問題意識を共有することにより、より効果的な主権者教育の取組が可能になるといえます。明推協は、このような事を念頭におきながら、明推協が中心となり様々な関わりを通して、主権者教育を推進していく必要があるのではないのでしょうか。大分県明推協も県選管等と協力しながら、主権者意識の醸成や投票率向上等を目ざし、さまざまな活動を展開しています。しかし今一度振り返り、「連携・協働」の視点から再度活動のあり方を検討してみる時期に来ているように思われます。

「学問に王道なし」といわれます。同じように、主権者教育や選挙の投票率向上等には、「王道」はないかもしれません。しかし「近道」はあるのではないのでしょうか。社会生活における価値観等が多様化した今日、学校や家庭・地域の連携・協働活動の視点から「流行」をふまえた、主権者教育や投票率向上等のための「近道」を考える時期に来ているようにも思われます。このような「近道」を求めての連携・協働活動に導くための明推協の日々の小さな「関わり」が、やがて主権者教育や投票率向上等のための大きな「輪」になっていくのではないのでしょうか。

やまさき きよお 大分大学教育学部附属中学校
校長、生涯学習教育研究センター長、大分大学副
学長、理事等を経て現在大分大学名誉教授

選挙啓発は微力の積み重ね



TCUE 投票ファクトリー代表 菊地 颯

■ 団体・活動紹介

「TCUE投票ファクトリー」は、2013年に行われた第23回参議院議員通常選挙の際に、若者への働きかけを通じて、地域の投票率向上を図ろうと、高崎経済大学の増田ゼミナール生を中心として設立されました(TCUEは高崎経済大学の略称)。

団体での活動として、昨年秋に行われた衆議院議員総選挙での啓発について紹介します。①ビラ配りや呼びかけ(群馬県選挙管理委員会等と連携)。高崎駅や大学にて、各3日間周知を図りました。②学内周知。学内向けにポスターの作成・掲示、学生メールや校内放送を活用し、投票を呼びかけました。③投票済証明書企画。高崎経済大学の学生が主体的に運営するCafeあすなろとコラボし、投票済証明書提示により50円割引券が貰えるという企画を実現。④SNS媒体での発信。団体の所有するX、Instagramのアカウントにて、学生に聞いてみた動画や猫ミームを用いた動画の発信、項目別の政党政策比較・候補者人物情報まとめなどを発信しました。また、有益な情報(選挙公報、各メディアの動画、選挙情勢のリポスト。各社ボートマッチの案内等)の発信も行いました。

上記は臨時啓発となりますが、常時啓発としては、例年大学祭にて、模擬選挙を実施しています。投票に行ったことがない人のハードルを下げるのが主目的です。今年度は、参加者増加策として、周辺自治体である玉村町のマスコットキャラクターたまんを起用、呼びかけも尽力したことにより、雨にもかかわらず前年の合計投票数90票から132票まで伸ばすことができました。

■ 投票への私見

昨年の衆議院選挙の投票率は、53.85%であり、前回の55.93%から2.08ポイント下回ることとなりました。そもそも興味がない、意味がない、よくわからない、時間がない、無駄だと感じるなど様々な行かない理由があります。その理由たちを全て否定できるとは思いません。実際1票入れたところで…という思いは私もなくはないです。しかし、日本は民主主義の国です。投票する義務はないものの各々が各々の考えを示していくべきです。私たちは、啓発ポスターを作製した際に“自分の代わりは自分で選べ”をスローガンとして用いました。代議制である日本では、当選者は代表として国会へ行きます。投票した候補者が当選せずとも、知らぬ間に自分の代わりとなる存在が決まるのではなく、その過程に参加し自分で選ぶということに意味があるのではないのでしょうか。また、前述の自分の投票の価値の視点で見ると、今回の選挙では僅か124票差の選挙区(和歌山1区)がありました。このような僅差の選挙区があるということを知ると投票の価値を見出せるかもしれません。私自身の経験からは、政治や投票が身近な環境は大事だと思います。根拠のない持論となりますが、例えば、親がタバコを吸わなければ吸わないことが当たり前となり、子にとっては常識となるように、親が投票に行くのが当たり前という認識であれば、それは子にとっても常識になると考えています。そのため、若者への啓発だけでなく親世代の意識にもアプローチをしなければなりません。

投票についての考えを述べてきましたが、実際問題、啓発活動が投票率に影響を及ぼすことはほぼないと言っていいでしょう。しかし、我々の活動によって1人でも投票行動に移る人が増えるよう今後も試行錯誤していきます。

きくち はやて 高崎経済大学地域政策学部3年。
福島県いわき市出身。2024年度TCUE投票ファクトリーの代表を務める。

短信 文部科学大臣が令和6年12月に中央教育審議会に対し、学習指導要領の次の改訂に向けた検討を諮問しました。現行の学習指導要領の改訂の際は、平成26年の諮問で「今後、国民投票の投票権年齢が満18歳以上となることや選挙権年齢の引下げが検討される」ことが提示され、同28年に出された答申で高校新科目「公共」の設置などが掲げられました。今回の諮問では「メディアリテラシーの育成強化」が提示されています。

神戸市のご当地めいすいくん 「神戸タータンめいすいくん」

みなと神戸の海のブルー、街に多く見られる白亜の建築物や真珠の白、ポートタワーや神戸大橋の赤、そして、後ろに控える六甲山の緑、これらのエッセンスをチェッ



ク柄で表現した「神戸タータン」の服と帽子をおしゃれに着こなしためいすいくんです。背中の羽は、山と海が近い神戸のまちの特長を表現しており、明るい選挙の推進に向かうイメージとも合っています。

明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員（有権者）を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援をご検討ください。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します（交通費実費負担）。

サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運営されています。活動にご理解いただきますとともに、サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費（一口10万円以上）による支援をお願いしています。

表紙ポスターの紹介

明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞（令和6年度）

中村 凧さん 東京都 練馬区立大泉西中学校2年

小林 恭代

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

筆の軌跡の部分にだけ街の様子を描くという表し方の工夫が、「その一票が未来を彩る」というメッセージをよく伝えています。中央に大きく配した投票用紙、筆を持つ手の力強さも、この作品の魅力となっています。

Voters（ポーターズ）：英語で「有権者、投票者」の意味

編集・発行 公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階
TEL 03-6380-9891

ホームページ <https://www.akaruisenkkyo.or.jp/>

メールアドレス info@akaruisenkkyo.or.jp

編集協力 株式会社 公職研

寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます（法人税法第37条第4項）。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

サポート企業として登録いただいている団体

・株式会社日本選挙センター（東京都千代田区）

選挙事務に関わる商品のトータルサポート

・株式会社ムサシ（東京都中央区）

名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機材の開発製造ほか

・株式会社新みらい（茨城県つくばみらい市）

土木・建築・耐震補強工事、技術開発

・特定非営利活動法人選挙管理システム研究会（東京都中央区）

選挙管理委員会が行う選挙管理の支援、使用済投票用紙のリサイクル事業

・株式会社ジック（横浜市）

自動車事故などの損害調査、まちづくりなどの調査研究、保険代理店、総合ITソリューション事業

・株式会社アクス（横浜市）

自動車事故損害調査、行政等を対象とする調査研究

・株式会社社会調査研究センター（さいたま市）

世論調査や選挙調査の設計、実施、集計・解析とコンサルティング。埼玉大学発ベンチャーの第1号

編集後記 国立公文書館企画展「普選と婦選」を観てきました。いろいろな〇〇周年がありますが、その意義を再認識する機会になりますね。女性参政権が成って80年経ちましたが、女性議員の少なさなど課題は残ります。今年は18歳選挙権10周年でもありますので主権者教育の取り組みをふりかえり、地方議会の活性化などへの貢献も含め、ブースターに点火する年になればと思います。

表紙ポスターは、明るい選挙啓発ポスターコンクールの令和6年度大臣賞作品です。次号85号の発行は5月13日の予定です。





一輪車



宝くじ桜



子宮がん検診車



宝くじは、みんなの暮らしに 役立っています。



救急普及啓発広報車



宝くじドリームジャンボ絵本



集会用テント



「健康手帳」(冊子)



ベンチ



リスザル展示施設

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、
教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

